

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
 - ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
 - ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●村上市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	市営住宅の入居申込み	https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/120/ko uei-jutaku.html	○		都市計画課 建築住宅室	0254-75-8947	
2	障がいのある方のために運転する軽自動車税の減免	https://www.city.murakami.lg.jp/site/keijidoushazei/zei-shinkoku-keiji.html	○		税務課 収納対策室	0254-53-3361	減免要件の一つとして「身体障害者等と生計を一にする者が運転する」場合があり、生計を一にしているかについてはパートナーシップ制度の利用の有無に関わらず、申請に基づき住民基本台帳等で確認します。
3	保育園の入園申込み	https://www.city.murakami.lg.jp/site/kodomo/houikuken.html	○		こども課 子育て支援室	0254-75-8939	
4	住民票の表記 (続柄を「縁故者」と表記可能)		○		市民課 市民年金室	0254-75-8930	
5	犯罪被害者等見舞金		○		市民課 生活人権室	0254-53-3363	
6	学童保育所の入所申し込み	https://www.city.murakami.lg.jp/site/kodomo/r6gakudou.html	○		こども課 子育て支援室	0254-75-8939	